

令和8年度 子どもの居場所緊急支援事業用レトルト食品の調達に係る  
公募型見積合せ 参加要領

## 1 目的・趣旨

物価高騰等を背景とした生活困窮の深刻化等によりこどもの健康や生活環境の悪化、食事機会の確保に対する懸念が高まっており、特に夏休み期間中は給食の提供がないことから栄養のある食事を十分に確保できないこどものリスクが高まるため、「子どもの居場所」を通じて、こどもに対しレトルト食品を配布し緊急的な食料支援を行う。

事業者選定に当たっては、費用対効果を最大とするため、必要と認める物品要件を盛り込んだ仕様書内条件のもと予算の範囲内で最低金額を提示した者を契約候補者としてとする。

## 2 物品調達の概要

### (1) 物件名

令和8年度 子どもの居場所緊急支援事業用レトルト食品

### (2) 数量・規格等

計11,000食（1回目納入：5,000食 2回目納入：6,000食）

規格等は別紙仕様書のとおり。

### (3) 納入期限

1回目 7月23日（木）

2回目 8月5日（水）

## 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 こども未来創造課 こども家庭センター 担当：神戸、佐野  
〒410-0881 静岡県沼津市八幡町97（沼津市保健センター 1階）

電話 055-951-1212（直通）

E-mail kodomokatei@city.numazu.lg.jp

## 4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年沼津市条例第22号）に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。

## 5 スケジュール

内 容	期 間
募集開始	令和8年 6月 30日（火）沼津市ホームページ掲載
質問及び同等品 確認受付・回答	令和8年 7月 2日（木）17時 受付期限 【質問回答】 令和8年 7月 3日（金）12時までに回答（ホームページ） 【同等品確認回答】 令和8年 7月 3日（金）12時までに確認票提出事業者に対し可否の決定を個別に通知
見積書提出期限	令和8年 7月 7日（火）16時まで（必着）
結果通知	令和8年 7月 7日（火）17時までに（予定）
契約締結日	契約候補者からの提出資料確認後速やかに

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問期間

令和8年6月30日（火）から令和8年7月2日（木）17時まで

### (2) 質問方法

仕様書等についての質問は、電子メールにより担当部署へ提出する。会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを併記すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

なお、本公募型見積合せ参加手順についての質問は電話で受け付ける。

### (3) 回答方法

本公募型見積合せ参加手順に関するものを除く、全ての質問に対する回答は沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

## 7 同等品確認の受付及び回答

### (1) 確認期間

令和8年6月30日（火）から令和8年7月2日（木）17時まで

### (2) 確認方法

「同等品規格確認票（様式3）」に製品説明書等同等品の規格が分かる資料を添えてこども未来創造課 こども家庭センター担当に持参もしくは電子メールにて提出する。詳細は別添「同等品で対応される場合の手続きについて」を参照すること。

### (3) 回答方法

同等品規格確認票を提出した事業者に対し、受付可否を個別に通知する。

## 8 見積書の提出

### (1) 提出期限

令和8年7月7日（火）16時まで（必着）

### (2) 提出書類

- ① 見積書（様式1）
- ② 使用印鑑届兼委任状（様式2）

・見積書提出から請求まで使用する印を押印。社印（角印）は任意だが、代表者印（丸印）の押印は必須とする。

・見積書提出から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。

※使用印に関して

見積書には、本契約の相手方となる法人代表者名の記載・代表者印もしくは契約権限の委任を受けた者（支店長等）の押印（丸印）をすること。

なお、本契約に関する見積書・契約書・納品書・請求書はすべて同一の者で統一すること。

(3) 提出方法

見積書を「3 問い合わせ・書類提出先」に直接持参又は郵送の方法で期限内必着の上、提出する。郵送の場合は送付後にその旨を担当者に電話連絡する。また、郵送については、書留、レターパック等追跡可能な方法での発送を推奨する。

(4) 見積書提出後の契約辞退

見積書を提出した後の契約辞退は原則認めない。

## 9 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 見積書が提出期限内に提出されなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき。
- (4) 「4 参加資格」に掲げる各号のいずれかを満たさなくなったとき。

## 10 結果の通知等

参加者全員に電子メール等で通知するとともに、速やかに本市ホームページ上にて結果を公表する。なお、見積合せ参加者全ての見積書が予定価格を超過していた場合は最低金額を提示した事業者と協議するものとする。

## 11 契約の締結等

- (1) 「仕様書」及び別添資料「沼津市物品等供給契約約款」を綴じたものを契約書として、双方記名押印もしくは電子署名し契約を締結する。
- (2) 契約候補者は以下の書類を契約締結前に各1部提出すること。ただし、沼津市入札参加資格を有する者は提出しなくてもよい。

① 財務諸表

・貸借対照表・損益計算書（直近事業年度のもの）

- ② 納税証明書（見積日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）沼津市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出。

ア 市税納税証明書

・沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

イ 沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの）

ウ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・「その3」又は「その3の3」を提出

③ 登記簿謄本 1部（履歴事項全部証明書：申込日から3か月以内に発行されたもの）

④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）

(3) 何らかの理由で契約が締結できない事態となった場合は、見積金額の次順位者と契約協議を行う。契約の取りやめにより発生した損害について、沼津市は責任を負わない。

## 12 その他

本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

## 13 添付資料

- ① 仕様書
- ② 沼津市物品供給契約契約約款
- ③ 各様式1～4